

(3) 急増する輸入貨物への対応



2023年6月14日
輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社

区 分	概 要
1. 検討項目	急増する輸入貨物への対応
2. 変更要望	<p>通販貨物等であることを申告情報から特定し、輸入貨物の類型を考慮したリスク管理に基づくメリハリのある審査・検査を実施する必要があることから、輸入申告項目に「通販貨物に該当するか否か」（E Cプラットフォームを利用して販売した通販貨物の場合は「E Cプラットフォームの名称」を含む。）及び「国内配送先」を必須項目として追加することとなった。</p>
3. 次期仕様	<p>「輸入申告事項登録（IDA）」業務、「シングルウィンドウ輸入申告事項登録（SWA）」業務、「輸入マニフェスト通関申告（MIC）」業務及び「海上簡易輸入申告（仮）」業務の入力項目に新規項目を追加し、政令改正により新設された申告項目を入力可能とする。</p> <p>※上記の他、対象業務は、検討後、お知らせします。</p>

変更概要①

「輸入申告事項登録（IDA）」業務、「シングルウィンドウ輸入申告事項登録（SWA）」業務、「輸入マニフェスト通関申告（MIC）」業務及び「海上簡易輸入申告（仮）」業務の入力項目に新規項目を追加し、政令改正により新設された申告項目を入力可能とする。

変更概要②

上記の対象業務に追加する項目は以下を想定している。

項番	項目名	入力内容
1	運送場所識別（仮）	<p>関税法施行令（以下、「施行令」という。）五十九条 五号 本文の条件に該当するか否かを入力する。</p> <p>《施行令 五十九条 五号》 貨物に係る運送契約において、輸入の許可（中略）がされた後に運送される場所が定められている場合（その場所が二以上ある場合には最後に運送される場所とし、第一号に規定する住所又は居所と異なる場合に限る。）には、次に掲げる事項 イ その場所の所在地 ロ その場所の名称又は当該運送契約によりその場所において貨物の引渡しを受ける者の氏名若しくは名称</p>
2	運送場所の所在地（仮）	<p>項番 1 の運送場所識別（仮）にて、施行令 五十九条 五号 本文の条件に該当するとした場合に、同号イ及びロに規定されている、貨物が運送される場所の所在地（郵便番号、都道府県名、市区町村名、町域名・番地、建物名 他）と名称等を入力する（該当する場合は必須。該当しない場合は入力不要）。</p>
3	運送場所の名称（仮）	

変更概要②（続き）

項番	項目名	入力内容
4	通販貨物識別（仮）	<p>施行令 五十九条 六号 本文の条件に該当するか否かを入力する。</p> <p>《施行令 五十九条 六号》 貨物が、通信販売（中略）により購入された後、当該貨物の販売者又はその委託を受けた仕出人により外国から日本国内に宛てて発送されたものに該当するか否かの別 イ、ロ（略）</p>
5	プラットフォームのコード（仮）	<p>項番4の通販貨物識別（仮）にて、施行令 五十九条 六号 本文の条件に該当するとした場合に、同条七号に規定されている、通信販売において利用されたプラットフォームの名称等を入力する（該当する場合の入力は必須。該当しない場合は入力不要）。</p> <p>なお、申告時の入力負担軽減のため、プラットフォームの名称等については、コードによる入力を可能とし、名称等をシステムで入力補完することを想定している。</p>
6	プラットフォームの名称（仮）	<p>※ 項番5の「プラットフォームのコード（仮）」欄にコードを入力した場合は、項番6の「プラットフォームの名称（仮）」欄は入力不要。逆に、コードを入力しない場合や、コード化されていないプラットフォームを利用した場合は、名称等の入力が必要。</p> <p>《施行令 五十九条 七号》 貨物が前号に規定するものに該当する場合には、その通信販売において利用されたプラットフォーム（中略）の名称若しくは名称に代わるものとして当該貨物の購入者の使用に係る電子計算機の映像面に表示される呼称又は当該プラットフォームを提供する者若しくは当該貨物の販売者の氏名若しくは名称</p>

変更概要②（続き）

【参考】入力画面イメージ（新規項目部分のみ抜粋）

運送場所識別	<input type="checkbox"/>	
運送場所の所在地	<input type="text"/>	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>
運送場所の名称	<input type="text"/>	
通販貨物識別	<input type="checkbox"/>	
プラットフォームのコード	<input type="text"/>	
プラットフォームの名称	<input type="text"/>	

（注）上記の入力画面イメージは今後の検討過程で変更となる可能性がある。

関税法施行令 第五十九条(輸入申告の手続)

一 貨物を輸入しようとする者の住所又は居所及び氏名又は名称

五 貨物に係る運送契約において、輸入の許可（法第七十三条第一項（輸入の許可前における貨物の引取り）の規定により税関長の承認を受けて引き取られる貨物については、その承認）がされた後に運送される場所が定められている場合（その場所が二以上ある場合には最後に運送される場所とし、第一号に規定する住所又は居所と異なる場合に限る。）には、次に掲げる事項

イ その場所の所在地

ロ その場所の名称又は当該運送契約によりその場所において貨物の引渡しを受ける者の氏名若しくは名称

六 貨物が、通信販売（商品を販売する者（以下この号及び次号において「販売者」という。）が、不特定かつ多数の者に当該商品に係る販売価格その他の条件（以下この号及び次号において「販売条件」という。）を電気通信回線を通じて提示して行う商品の販売であつて、次に掲げるいずれかの方法により行われるものをいう。同号において同じ。）により購入された後、当該貨物の販売者又はその委託を受けた仕出人により外国から日本国内に宛てて発送されたものに該当するか否かの別

イ 商品を購入する者（以下この号及び次号において「購入者」という。）が、その使用に係る電子計算機の映像面に表示される手続に従つて当該電子計算機を用いて送信することによつて当該販売条件又は当該販売条件を変更した条件による売買契約の申込みの意思表示を販売者に対して行い、かつ、当該販売者が、その使用に係る電子計算機を用いて送信することによつて当該意思表示に対する承諾の意思表示を行うことにより、商品が販売される方法

ロ 販売者が、不特定かつ多数の者に当該販売条件による売買契約の申込みの意思表示を電気通信回線を通じて行い、かつ、購入者が、その使用に係る電子計算機の映像面に表示される手続に従つて当該電子計算機を用いて送信することによつて当該意思表示に対する承諾の意思表示を行うことにより、商品が販売される方法

七 貨物が前号に規定するものに該当する場合には、その通信販売において利用されたプラットフォーム（電子計算機を用いた情報処理により構築され、事業者その他の者により単独で又は共同して提供される場であつて、当該場において、販売者が不特定かつ多数の者に商品に係る販売条件を提示し、かつ、購入者が販売者に対して売買契約の申込み又は承諾の意思表示を行うものをいう。）の名称若しくは名称に代わるものとして当該貨物の購入者の使用に係る電子計算機の映像面に表示される呼称又は当該プラットフォームを提供する者若しくは当該貨物の販売者の氏名若しくは名称

<2023年5月12日公布>